

京都市交通局管理規程 2-0 (京都市交通局事務処理規程) の一部を次のように改正する。

平成 17 年 3 月 31 日

京都市公営企業管理者
交通局長 島田與三右衛門

第 2 条第 1 項中

「
企画総務部
総務課
」
を
「
企画総務部
総務課
企画課
」
に改め、同条第

2 項を次のように改める。

2 前項のほか、市バス系統改革プロジェクトチームを編成する。

第 3 条第 3 項を次のように改める。

3 次の表の左欄に掲げる課に同表右欄に掲げる係長を置く。

企画総務部	総務課	庶務係長 文書広報係長 事業推進係長 広告係長
	企画課	企画係長

第 8 条総務課の項を次のように改める。

総務課

- (1) 局及び部の庶務に関すること。
- (2) 無料乗車券の発行に関すること。
- (3) 庁内取締りに関すること。
- (4) 議会に関すること。

- (5) 重要経伺文書の審査に関する事。
- (6) 文書事務に関する事。
- (7) 局例規集の編さん、加除及び貸与に関する事。
- (8) 組織の管理に関する事。
- (9) 広報及び広聴の取りまとめに関する事。
- (10) 市民とのパートナーシップによる事業推進に向けた広聴事務に関する事。
- (11) 局内誌に関する事。
- (12) 訴訟及び調停に関する事。
- (13) 職員の提案に関する事。
- (14) 内部監査に関する事。
- (15) 広告の取扱いに関する事。
- (16) 外郭団体の在り方に関する事。
- (17) 協力会に関する事。
- (18) 京都市自転車放置防止条例による自転車の撤去、保管及び返還並びにこれに付随する業務の実施に関する事。
- (19) 電子計算機構の全体計画の策定及び推進に関する事。
- (20) ホストコンピューターの運用管理に関する事。
- (21) ホームページの運用管理に関する事。
- (22) 他の部及び室、部内他の課の主管に属しない事。

第8条総務課の項の次に次の1項を加える。

企画課

- (1) 経営健全化計画の実施状況の総括に関する事。
- (2) 事務事業の推進に係る総合調整に関する事。

- (3) 交通行政に係る連絡及び調整に関すること。ただし、他の部及び室の所管に関するものを除く。
- (4) 経営分析に関すること。
- (5) 公営交通の在り方に関すること。
- (6) 運賃制度に関すること。
- (7) お客様ニーズの把握及び分析に関すること。
- (8) 旅客の流動状況の調査及び分析に関すること。
- (9) 旅客誘致対策並びに増収対策に係る事業計画の策定及び推進に関すること。
- (10) 事業統計の統括に関すること。
- (11) 付帯事業の研究及び開発並びに実施に関すること。
- (12) 協力会関連事業部に係る事務事業における連絡及び調整に関すること。
- (13) 小型バス・乗合タクシー代替モデル実証実験に係る業務の統括に関すること。
- (14) ICカード導入推進の総括に関すること。
- (15) スルッとKANSAI協議会との連絡及び調整に関すること。ただし、他の部及び室の所管に関するものを除く。

第8条財務課の項中第25号を第26号とし、第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、第19号の次に次の1号を加える。

- (20) 用地の高度利用に関すること。

第9条運輸課の項中第24号を同項第25号とし、第8号から第23号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に次の1号を加える

- (8) 運転計画の変更等に係る検証、調査及び分析に関すること。

第12条中お客様サービス推進プロジェクトチームの項及び路線再編プロジェクトチームの項を削る。

附 則

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)